

# ご自身が仕事中にケガをされた場合、 補償がないことをご存知ですか!?



建設現場で落下物に  
ぶつかってケガをしてしまった!



調理の最中に油が飛んで  
火傷をしてしまった!



作業中に機械に手を巻き  
込まれてしまった!

## そうなる前に**労災保険の特別加入!**

「労災保険」は、工作中・通勤途中の災害(ケガ、病気、死亡等)に対して国が補償を行う制度で、原則**事業主には適用されません。**

「富山SR経営労務センター」にご加入いただくと、事業主も労災保険に特別に加入できる他、保険料の申告・納付などわずらわしい事務手続きがなくなります。

まずはお近くの社労士事務所または富山SR経営労務センターにお問い合わせください。

### 3つのメリット

#### 01 労災保険に 特別加入

事業主、役員、家族従事者等も労災保険に特別加入できます。

#### 02 分割納付

労働保険料を3回に分割して納付できます。  
(7月、11月、1月)

#### 03 わずらわしい 事務手続きを代行

労働保険事務(労働保険料の申告・納付を含む)を事業主に代わって行いますので事務の手間が省けます。

## 富山SR経営労務センター

※富山SR経営労務センターは社会保険労務士により設立された「労働保険事務組合」です。

# 労働保険事務組合

## 「富山SR経営労務センター」にご加入ください！



### ■労働保険事務組合とは？

厚生労働大臣の認可を受け、事業主に代わって労働保険（労災保険・雇用保険）の事務処理を行います。「富山SR経営労務センター」は富山県社会保険労務士会の会員社労士によって運営されている労働保険事務組合です。担当社労士と契約するため労務相談をすることもできます。



### ■労災保険の特別加入とは？

労災保険は、工作中・通勤中の災害（ケガ、病気、死亡等）に対して補償を行う国の制度ですが、事業主は対象外です。また工作中的の災害は原則として健康保険が使えません。

「富山SR経営労務センター」にご加入いただくと、**事業主・役員・家族従事者など本来、労災保険対象外の方でも特別に加入できます。**



### ■1年間の費用例（従業員10人以下の場合）

会費 12,000円

※建設業は12,000～30,000円

+

特別加入保険料

+

従業員の労働保険料

給付基礎日額 10,000円の場合

#### 建設業の特別加入保険料



建築事業  
(労災保険率 9.5/1000)  
の場合

34,675円/人

#### 飲食業の特別加入保険料



卸売業・小売業・飲食店または宿泊業  
(労災保険率 3/1000)  
の場合

10,950円/人

#### 製造業の特別加入保険料



金属製品製造業  
(労災保険率 9/1000)  
の場合

32,850円/人

※会費は業種や従業員数によって異なります。 ※労災保険率は令和6年度からの料率です。 ※上記費用の他、担当社労士への報酬が必要になります。

詳細についてのお問い合わせ・ご加入のお問い合わせは右記の社労士事務所までお気軽にどうぞ

制度のお問い合わせは

富山SR経営労務センター（富山県社会保険労務士会内） TEL.076-413-4550

〒930-0083 富山県富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル7階 E-mail:931110@sr-toyama.jp

